

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和7年2月28日

支出負担行為担当官

四国森林管理局長 竹内 純一

1 競争に付する内容

- (1) 件名 令和7年度 国有林林道等交通安全指導業務
- (2) 履行期間 自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日
- (3) 履行場所 四国森林管理局管内の林道等（別添仕様書による）

2 入札方法

- (1) 本件は、電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、紙入札により入札に参加することができる。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しないものであること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度の農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のうち調査・研究に登録され四国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続開始決定後、四国森林管理局長が定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定（「競争参加者選定事務取扱要領」（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通知）を受けた者を除く。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の申立てがなされている者については、再生手続開始決定後、四国森林管理局長が定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定（「競争参加者選定事務取扱要領」（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通知）を受けた者を除く。
- (6) 交通指導に精通している人員として次のいずれかの要件を満たしている者を有している者
ア 技術士（建設部門「道路」・森林部門「森林土木」）

イ 林業技士（森林土木部門）

ウ 市町村道又は森林法第4条第2項第四号に基づき開設した林道の管理、交通安全指導業務の経験者

エ 道路交通法第108条の2第1項第1号に定める安全運転管理者・副安全運転管理者講習会経験者

- (7) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料（上記（6）アイウエの要件を満たしていることの証明書類の写しを含む）の提出の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「物品の製造契約、物品購入契約及び役務等指名停止措置要領」（平成26年12月4日付け26林政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 入札説明書の交付場所、問い合わせ先等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒780-8528 高知市丸ノ内1丁目3番30号

四国森林管理局森林整備部森林整備課 路網計画係

電話088-821-2200

- (2) 入札説明書の交付方法

上記4（1）の場所にて公告の日より交付する。また、調達ポータルからダウンロードすることもできる。なお、調達ポータルからダウンロードする場合は、必要事項を正確に入力するとともに「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」と記載されているチェックボックスに必ずチェックを付すこと。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

- (3) 本公告に対する質問書の受付期間等

ア 受付期間

公告日の翌日より令和7年3月21日まで。

持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日」を除く毎日、9:00～12:00及び13:00～17:00まで。

イ 受付場所

上記4（1）に同じ

ウ 提出方法

書面（様式事由）を作成のうえ持参又は郵送により提出すること。電話による質問は受け付けない。

- (4) 上記4（3）の質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

ア 閲覧期間

質問書の提出期間の最終日の翌日から開札日の前日（行政機関の休日を除く。）9:00～12:00及び13:00～17:00まで。

イ 場所

上記4（1）に同じ。

また、次のとおり閲覧にも供するとともに、四国森林管理局のホームページに掲載する。http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html

5 入札書に必要な証明書類等の提出方法、期限等

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料（上記3（6）アイウエの要件を満たしていることの証明書類の写しを含む）を、上記4（1）の場所に提出しなければならない。また、当該証明書類に関し、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でPDFファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記4（1）の場所に、持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

(3) 提出期間

ア 電子調達システムにより参加する場合

公告の日の翌日9時00分から令和7年3月14日17時00分まで

（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）

イ 紙入札方式により参加する場合

公告の日の翌日9時00分から令和7年3月14日17時00分まで

（ただし、行政機関の休日を除く。）

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札執行の場所

四国森林管理局6階会議室

(2) 入札及び開札の日時

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和7年3月26日9時00分から令和7年3月28日10時00分までに電子調達システム上で入札すること。入札締切後、即時開札する。

（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）

イ 紙入札により参加する場合

入札執行の場所に入札書を持参し、令和7年3月28日10時00分までに入札すること。郵便入札も可とするが、郵便入札を行う場合は、令和7年3月27日17時00分までに入札書が上記4（1）の場所に到着するように、書留郵便で提出すること。ただし、再度の入札を実施する場合は引き続き行うため、郵便入札を行った場合は再度の入札には参加できない。入札締切後、即時開札する。

7 その他

(1) 入札書及び契約手続に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金については免除する。
- (3) 入札書の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 : 要
- (5) 契約締結日
令和7年4月1日とする。ただし、予算が成立していないときは、本(暫定)予算が成立した日とする。
- (6) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 電子調達システムによる手続きの変更
電子調達システムによる手続き開始後の紙入札への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。また、電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- (8) 本公告に記載のない事項については、入札説明書等による。

お知らせ

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。
この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、四国森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。
(https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html)
2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。